

北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成13年3月30日規則第25号)

改正 平成19年3月30日規則第20号

改正 平成25年2月25日規則第3号

(題名改称)

改正 令和元年6月27日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年北九州市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付の申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派は、毎年度、政務活動費交付申請書（第1号様式）により、議長を経由して市長に政務活動費の交付の申請をしなければならない。

2 前項の規定により交付の申請をした政務活動費の額に変更が生じたときは、政務活動費変更交付申請書（第2号様式）により、議長を経由して市長に政務活動費の額の変更の申請をしなければならない。

(政務活動費の交付の決定)

第3条 市長は、前条の規定により政務活動費の交付の申請又は政務活動費の額の変更の申請があったときは、当該申請をした会派について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（第3号様式）により、議長を経由して当該会派に通知するものとする。

(政務活動費の請求等)

第4条 前条の規定により通知を受けた会派は、毎月、政務活動費の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第6条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（第4号様式）によるものとする。

(政務活動費の交付額の確定)

第6条 市長は、条例第6条第2項又は第3項の規定により収支報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき政務活動費の額を確定し、政務活動費交付額確定通知書（第5号様式）により、議長を経由して当該会派又は当該会派の経理責任者であった者に通知するものとする。

(返還)

第7条 条例第7条第1項の規定による返還の命令は、命令を発する日から20日を超えない範囲内で期限を定めて、政務活動費返還命令書（第6号様式）により行うものとする。

（会計帳簿等の整理保存）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の経理について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿及び証拠書類を、交付を受けた政務活動費に係る収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

付 則（平成25年2月25日規則第3号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

付 則（令和元年6月27日規則第12号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

北九州市長 様

会派の名称

代表者の氏名

印

年度の政務活動費の交付を受けたいので、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 政務活動費の交付申請額 | 円 |
| 2 | 会派の所属議員数 | 人 |

注 所属議員の氏名及び経理責任者の氏名を記載した書類を添付すること。

（日本産業規格A4）

第2号様式（第2条関係）

政務活動費変更交付申請書

年 月 日

北九州市長 様

会派の名称
代表者の氏名 印

年度の政務活動費の額に変更が生じたので、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更交付申請額 円
- 2 変更交付申請額の内訳

注 所属議員の氏名及び経理責任者の氏名を記載した書類を添付すること。
(日本産業規格A4)

第3号様式（第3条関係）

政務活動費交付決定通知書

年 月 日

様

北九州市長

印

年 月 日付で交付の申請があった 年度の政務活動費について、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり交付額を決定したので通知します。

年度政務活動費交付決定額（年度分）

円

（日本産業規格A4）

第4号様式（第5条関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

様

会派の名称
代表者の氏名

印

北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 収入 円

2 支出

(単位：円)

区分	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		

注 備考には、主な支出の内容を記載すること。

3 差引残額 円

(日本産業規格A4)

第5号様式（第6条関係）

政務活動費交付額確定通知書

年 月 日

様

北九州市長

印

年 月 日付で収支報告書等の提出があった 年度の政務活動費について、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり交付すべき額を確定したので通知します。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 政務活動費の交付決定額 | 円 |
| 2 | 政務活動費の交付済額 | 円 |
| 3 | 政務活動費の交付確定額 | 円 |

（日本産業規格A4）

第6号様式（第7条関係）

政務活動費返還命令書

年 月 日

様

北九州市長

印

年 月 日付けで交付すべき額を確定した 年度の政務活動費について、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由

（日本産業規格A4）